

恵庭市焼却施設緊急事態発生時対応マニュアル

(第4版 令和5年4月1日改訂)

生活環境部 ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課

緊急事態発生時対応マニュアル

施設名

焼却施設

制定・改訂履歴	版数	施行年月日	改訂内容
	初版	令和2年11月20日	
	第2版	令和3年4月1日	・組織変更(計画調整課→廃棄物管理課)による改訂
	第3版	令和4年4月1日	・組織変更(担当主査名変更) ・防火管理者変更による改訂
	第4版	令和5年4月1日	・組織変更(ゼロカーボン推進室を追加) ・全停電発生時の対応追加

第1節 目的

このマニュアルは、焼却施設における火災、ガス漏洩、排ガス異常等の緊急事態発生(発生する恐れがある)時に住民の安全を確保するため、市職員がそれぞれの場面でどのような行動をとるべきかを定め、迅速かつ正確な対策を図ることを目的とする。

第2節 対象者

対象者は、生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理課の職員及び施設管理の受託業者とする。

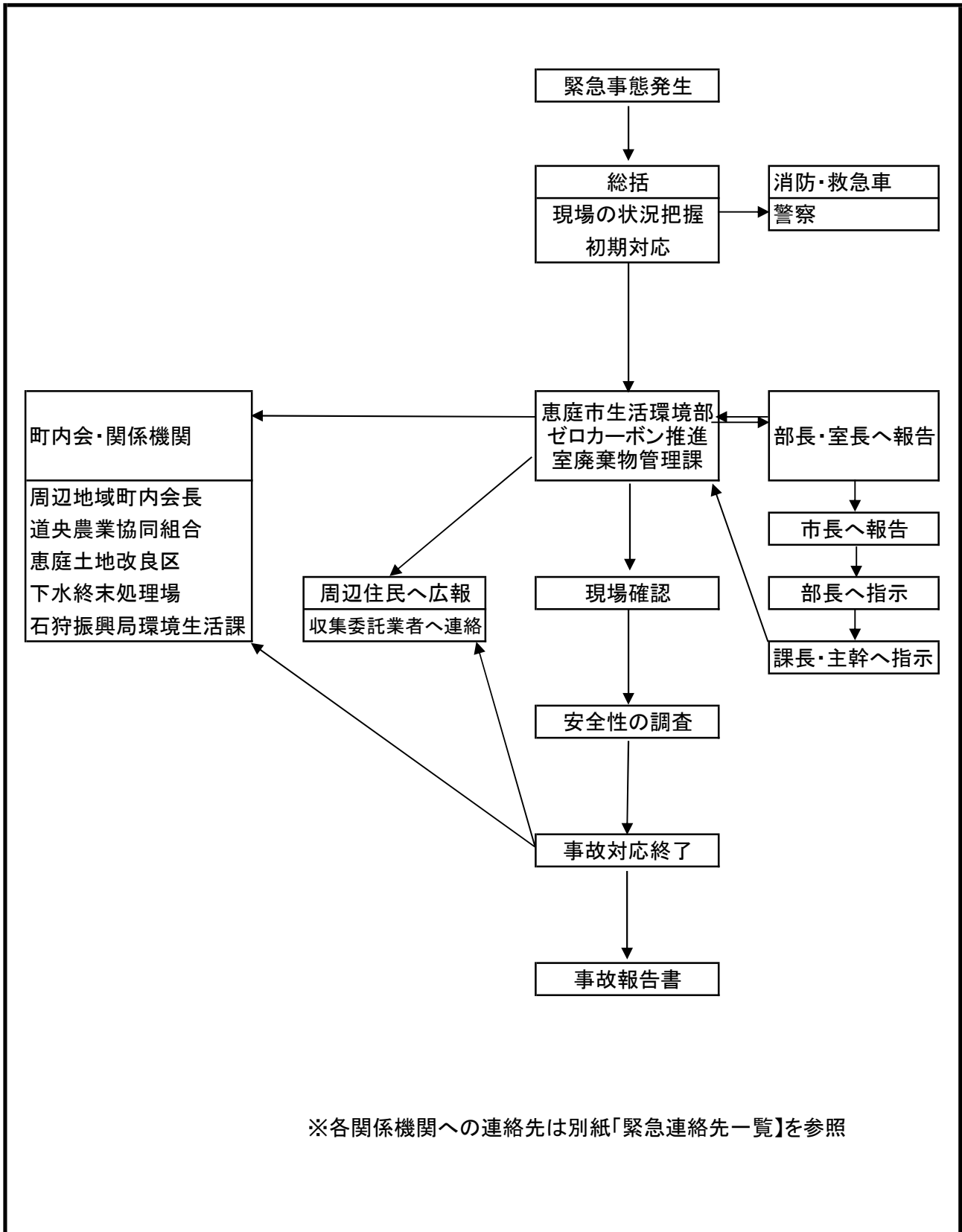
第3節 適用範囲

水害、地震、火山等の災害発生(発生する恐れがある)時については、恵庭市地域防災計画に基づく恵庭市職員災害対策マニュアルにより行動することとする。

緊急事態対応手順フローチャート

作成年月日
改訂年月日

令和2年11月20日
令和5年4月1日



緊急事態対応マニュアル【1】

制定年月日:第1版 令和2年11月20日

改訂年月日:第4版 令和5年4月1日

事故の種類	火災の発生
施設名	焼却施設
担当課	廃棄物管理課
作成者	田中 徹

防火管理者	林 実千弘

緊急時の体制及び責任	① 委託総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 発見者から火災発生の報告を受けたら、直ちに消防へ連絡する。 操作員の安全確認と消火作業を指示し、状況の把握をするとともに、担当主査に報告する。 施設内の指揮・監督を行い、操作員の配置を指示する。
	② 計画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者から火災発生の報告を受けたら、直ちに主幹に報告するとともに発生現場を確認し、状況把握をする。
	③ 廃棄物管理課主幹	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者もしくは担当主査から火災発生の報告を受けたら、状況を把握し、部長・室長・課長との連絡調整を行う。 関係機関との連絡調整を行う。
	④ 廃棄物管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 主幹もしくは担当主査から火災発生の報告を受けたら、状況を把握し、関係機関との連絡調整を行う。
	⑤ 管理企画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長から火災発生の報告を受けたら、直ちに発生現場周辺の住民へ連絡を行う。 最終処分場で受け入れを行うよう連絡調整を行う。
	⑥ 排出6R担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長から焼却施設でのごみ受け入れ停止の報告を受けたら直ちに収集運搬委託業者へ連絡し、搬入先の変更を指示する。
	⑦ 維持管理業者操作員	<ul style="list-style-type: none"> ごみの搬入を停止し、プラントホーム内のごみ搬入車両の誘導を行うとともにごみの受け入れ先の変更を指示する。 施設内の消火栓、消火器で初期消火作業を行う。 運転継続が困難な場合は、総括の指示に従い焼却炉の非常停止を行う。
	⑧ 部長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態発生の報告を主幹より受けたら、直ちに市長へ報告する。
	《休日に緊急事態が発生した場合》	
発見者は、総括責任者に状況を報告して指示を受け、総括責任者は直ちに担当主査に状況を報告する。		
緊急時の作業手順	<ol style="list-style-type: none"> 火災を発見した場合は、直ちに中央制御室に連絡する。 けが人を発見した場合は、直ちに安全な場所まで避難させる。 館内放送、業務用無線により火災発生を周知させるとともに、操作員に初期対応を指示する。 ごみの搬入を停止し、見学者、プラントホーム内のごみ搬入車両を所定の場所に誘導する。 運転継続が困難と判断された場合は、焼却炉を非常停止させる。 消火器、消火栓で消火作業を行う。 消防署員の指示に従い、必要な作業を行う。 現場責任者は、鎮火して安全な状態になったことを確認する。 	
外部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 総括又は運転班長は、消防、警察、その他関係機関に通報する。 主幹は、状況に応じ関係機関等に連絡する。 	
内部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 主幹は、部長・室長・課長に事故発生を報告するとともに、総括に対し被害を最小限に食い止めるための指示を行う。 部長は、主幹から事故報告を受け、その旨を市長に報告するとともに、場合によって指示を受ける。 主幹は、事故現場が安全な状態になったことを確認し、部長・室長・課長に報告する。 委託総括責任者から「事故発生報告書」が提出されたときは市長に報告する。 	
事故後の反省	市は今回の事故原因を追求するとともに、事故処理対応の問題点を洗い出し、改善の余地がある場合は直ちにマニュアルを見直し、委託総括責任者並びに操作員に周知することとする。	
事故報告書	<ol style="list-style-type: none"> 報告書は委託総括責任者が作成する。報告書には、事故発生年月日、場所、原因、処理内容、被災箇所、今回の問題点、今後の改善策を記入する。 主幹は、上記の事故報告書を確認し、部長の承認を得て、市長に報告する。 	
訓練とテスト	<p>訓練とは、体に染み込ませるために何度となく繰り返すことによって覚えることを目的に行うもの。</p> <p>テストとは、緊急事態対応のためにあらかじめ定めた対応手順に従って行動してみた結果、検証することを目的に行うもの。</p> <p>年1回以上の訓練とテストを行い、実施した後、市へ実施内容を報告する。</p>	
処置機材	①消火器 ②消火用ホース	

緊急事態対応マニュアル【2】

制定年月日：第1版 令和2年11月20日

改訂年月日：第4版 令和5年4月1日

事故の種類	ガス漏洩の発生
施設名	焼却施設
担当課	廃棄物管理課
作成者	田中 徹

防火管理者	林 実千弘

緊急時の体制及び責任	① 委託総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 発見者からガス漏洩の報告を受けたら、直ちに消防へ連絡する。 操作員の安全確認と現場への立入禁止を指示し、状況の把握をするとともに、担当主査に報告する。 施設内の指揮・監督を行い、操作員の配置を指示する。
	② 計画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者からガス漏洩発生報告を受けたら、直ちに主幹に報告するとともに発生現場を確認し、状況把握をする。
	③ 廃棄物管理課主幹	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者もしくは担当主査からガス漏洩発生報告を受けたら、状況を把握し、部長・室長・課長との連絡調整を行う。 関係機関との連絡調整を行う。
	④ 廃棄物管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 主幹もしくは担当主査からガス漏洩発生報告を受けたら、状況を把握し、関係機関との連絡調整を行う。
	⑤ 管理企画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長からガス漏洩発生報告を受けたら、直ちに発生現場周辺の住民へ連絡を行う。 最終処分場で受け入れを行うよう連絡調整を行う。
	⑥ 排出6R担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長から焼却施設でのごみ受け入れ停止の報告を受けたら直ちに収集運搬委託業者へ連絡し、搬入先の変更を指示する。
	⑦ 維持管理業者操作員	<ul style="list-style-type: none"> ごみの搬入を停止し、プラントホーム内のごみ搬入車両の誘導を行うとともにごみの受け入れ先の変更を指示する。 ガス発生現場区域内の出入り口を閉鎖し、ガスを封じ込める。 風下の区域界のガス濃度を計測する。 運転継続が困難な場合は、総括の指示に従い焼却炉の非常停止を行う。
	⑧ 部長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態発生報告を主幹より受けたら、直ちに市長へ報告する。
	《休日に緊急事態が発生した場合》	
発見者は、総括責任者に状況を報告して指示を受け、総括責任者は直ちに担当主査に状況を報告する。		
緊急時の作業手順	<ol style="list-style-type: none"> ① ガス漏洩を発見した場合は、直ちに中央制御室に連絡する。 ② けが人を発見した場合は、直ちに安全な場所まで避難させる。 ③ 館内放送、業務用無線によりガス漏洩発生を周知させるとともに、操作員に初期対応を指示する。 ④ ごみの搬入を停止し、見学者、プラントホーム内のごみ搬入車両を所定の場所に誘導する。 ⑤ ガス発生現場区域内の出入り口を閉鎖し、ガスを封じ込める。 ⑥ 運転継続が困難と判断された場合は、焼却炉を非常停止させる。 ⑦ ガス濃度を測定し、周囲への影響を確認する。 ⑧ 消防署員の指示に従い、必要な作業を行う。 ⑨ 現場責任者は、施設内のガス濃度を確認し、安全な状態になったことを確認する。 	
外部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> ① 総括又は運転班長は、消防、警察、その他関係機関に通報する。 ② 主幹は、状況に応じ関係機関等に連絡する。 	
内部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> ① 主幹は、部長・室長・課長に事故発生を報告するとともに、総括に対し被害を最小限に食い止めるための指示を行う。 ② 部長は、主幹から事故報告を受け、その旨を市長に報告するとともに、場合によって指示を受ける。 ③ 主幹は、事故現場が安全な状態になったことを確認し、部長・室長・課長に報告する。 ④ 委託総括責任者から「事故発生報告書」が提出されたときは市長に報告する。 	
事故後の反省	市は今回の事故原因を追求するとともに、事故処理対応の問題点を洗い出し、改善の余地がある場合は直ちにマニュアルを見直し、委託総括責任者並びに操作員に周知することとする。	
事故報告書	<ol style="list-style-type: none"> ① 報告書は委託総括責任者が作成する。報告書には、事故発生年月日、場所、原因、処理内容、被災箇所、今回の問題点、今後の改善策を記入する。 ② 主幹は、上記の事故報告書を確認し、部長の承認を得て、市長に報告する。 	
訓練とテスト	年1回以上の訓練とテストを行い、実施した後、市へ実施内容を報告する。	
処置機材	①酸素・硫化水素濃度計 ②可燃性ガス測定器 ③塩素ガス濃度計 ④エアラインマスク	

緊急事態対応マニュアル【3】

制定年月日：第1版 令和2年11月20日

改訂年月日：第4版 令和5年4月1日

事故の種類	排ガス異常の発生
施設名	焼却施設
担当課	廃棄物管理課
作成者	田中 徹

防火管理者	林 実千弘

緊急時の体制及び責任	① 委託総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から排ガス計測データに異常値が検出された報告を受けたら直ちに原因を確認し、状況の把握をするとともに、運転継続可能か判断し、担当主査に報告する。 停止基準値超過又は超過する恐れがある場合は運転停止の指示を行う。 総括は操作員の配置を指示する。
	② 計画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者から排ガス異常の発生の報告を受けたら、直ちに主幹に報告するとともに発生現場を確認し、状況把握をする。
	③ 廃棄物管理課主幹	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者もしくは担当主査から排ガス異常発生の報告を受けたら、状況を把握し、部長・室長・課長との連絡調整を行う。 運転停止した場合は関係機関との連絡調整を行う。
	④ 廃棄物管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 主幹もしくは担当主査から排ガス異常の発生の報告を受けたら、状況を把握し、運転停止した場合は関係機関との連絡調整を行う。
	⑤ 管理企画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長から排ガス異常による運転停止の報告を受けたら、直ちに発生現場周辺の住民へ連絡を行う。
	⑥ 維持管理業者操作員	<ul style="list-style-type: none"> 運転停止の指示が出た場合は、焼却炉の非常停止を行う。 プラントメーカーに連絡し、原因、対応方法を確認する。 ごみピットの貯留状況を確認し、受け入れ可能時間を総括に報告する。
	⑦ 部長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態発生の報告を主幹より受けたら、直ちに市長へ報告する。
	《休日に緊急事態が発生した場合》 発見者は、総括責任者に状況を報告して指示を受け、総括責任者は直ちに担当主査に状況を報告する。	
緊急時の作業手順	<ol style="list-style-type: none"> 排ガスデータに異常値が検出された場合は、直ちに総括に連絡する。 停止基準値を超過、又は超過する恐れがある場合は、焼却炉を非常停止させる。 館内放送、業務用無線により排ガス異常発生を周知させるとともに、操作員に初期対応を指示する。 プラントメーカーに原因及び対応方法を確認する。 ごみピットの貯留状況を確認し、総括に報告する。 1炉運転の場合は、総括の指示により待機炉の立ち上げを検討する。 現場責任者は、排ガスのデータを確認し、安全な状態になったことを確認する。 	
外部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 総括又は運転班長は、状況に応じ消防、警察、その他関係機関に通報する。 主幹は、状況に応じ関係機関等に連絡する。 	
内部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 主幹は、部長・室長・課長に事故発生を報告するとともに、総括に対し被害を最小限に食い止めるための指示を行う。 部長は、主幹からの事故報告を受け、その旨を市長に報告するとともに、場合によっては指示を受ける。 主幹は、事故現場が安全な状態になったことを確認し、部長・室長・課長に報告する。 委託総括責任者から「事故発生報告書」が提出されたときは市長に報告する。 	
事故後の反省	<p>市は今回の事故原因を追求するとともに、事故処理対応の問題点を洗い出し、改善の余地がある場合は直ちにマニュアルを見直し、委託総括責任者並びに操作員に周知することとする。</p>	
事故報告書	<ol style="list-style-type: none"> 報告書は委託総括責任者が作成する。報告書には、事故発生年月日、場所、原因、処理内容、今回の問題点、今後の改善策を記入する。 主幹は、上記の事故報告書を確認し、部長の承認を得て、市長に報告する。 	
訓練とテスト	<p>年1回以上の訓練を行い、実施した後、市へ実施内容を報告する。</p>	
処置機材		

緊急事態対応マニュアル【4】

制定年月日：第1版 令和2年11月20日

改訂年月日：第4版 令和5年4月1日

事故の種類	薬品流出の発生
施設名	焼却施設
担当課	廃棄物管理課
作成者	田中 徹

防火管理者	林 実千弘

緊急時の体制及び責任	① 委託総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 発見者から薬品流出の報告を受けたら、直ちに発生現場を確認し、ガス発生などの状況を把握するとともに、担当主査に報告する。 ガスが発生する恐れがある場合は、直ちに消防へ連絡する。 施設内の指揮・監督を行い、操作員の配置を指示する。
	② 計画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者から薬品流出の発生報告を受けたら、直ちに主幹に報告するとともに発生現場を確認し、状況把握をする。
	③ 廃棄物管理課主幹	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者もしくは担当主査から薬品流出の発生報告を受けたら、状況を把握し、部長・室長・課長との連絡調整を行う。 ガスが発生する恐れがある場合は関係機関との連絡調整を行う。
	④ 廃棄物管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 主幹もしくは担当主査から薬品流出発生報告を受けたら、状況を把握し、ガスが発生する恐れがある場合は関係機関と連絡調整を行う。
	⑤ 管理企画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長から薬品流出によるガス発生報告を受けたら、直ちに発現場周辺の住民へ連絡を行う。 最終処分場で受け入れを行うよう連絡調整を行う。
	⑥ 排出6R担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長から薬品流出によるガス発生報告を受けたら、直ちに収集運搬委託業者へ連絡し、搬入先の変更を指示する。
	⑦ 維持管理者操作員	<ul style="list-style-type: none"> ごみの搬入を停止し、プラントホーム内のごみ搬入車両の誘導を行う。 ガス発生現場区域内の出入り口を閉鎖し、ガスを封じ込める。 風下の区域界のガス濃度を計測する。 運転継続が困難な場合は、総括の指示に従い、焼却炉の非常停止を行う。
	⑧ 部長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態発生報告を受けたら、直ちに市長へ報告する。
	《休日に緊急事態が発生した場合》 発見者は、総括責任者に状況を報告して指示を受け、総括責任者は直ちに担当主査に状況を報告する。	
緊急時の作業手順	①	薬品流出が確認された場合は、直ちに中央制御室に連絡する。
	②	けが人を発見した場合は、直ちに安全な場所まで避難させる。
	③	館内放送、業務用無線により薬品流出発生を周知させるとともに、操作員に初期対応を指示する。
	④	薬品流出量が少量の場合は、施設への返水、循環等により希釈し無害化を図る。
	⑤	薬品流出によるガス発生恐れがある場合は、ごみの搬入を停止し、見学者、プラントホーム内のごみ搬入車両を所定の場所に誘導する。
	⑥	ガス発生現場区域内の出入り口を閉鎖し、ガスを封じ込める。
	⑦	運転継続が困難と判断された場合は、焼却炉を非常停止させる。
	⑧	ガス濃度を測定し、周囲への影響を確認する。
	⑨	消防署員の指示に従い、必要な作業を行う。
	⑩	現場責任者は、施設内のガス濃度を確認し、安全な状態になったことを確認する。
外部への連絡	①	総括又は運転班長は、状況に応じ消防、警察、その他関係機関に通報する。
	②	主幹は、状況に応じ関係機関等に連絡する。
内部への連絡	①	主幹は、部長・室長・課長に事故発生を報告するとともに、総括に対し被害を最小限に食い止めるための指示を行う。
	②	部長は、主幹から事故報告を受け、その旨を市長に報告するとともに、場合によって指示を受ける。
	③	主幹は、事故現場が安全な状態になったことを確認し、部長・室長・課長に報告する。
	④	委託総括責任者から「事故発生報告書」が提出されたときは市長に報告する。
事故後の反省	市は今回の事故原因を追求するとともに、事故処理対応の問題点を洗い出し、改善の余地がある場合は直ちにマニュアルを見直し、委託総括責任者並びに操作員に周知することとする。	
事故報告書	①	報告書は委託総括責任者が作成する。報告書には、事故発生年月日、場所、原因、処理内容、今回の問題点、今後の改善策を記入する。
	②	主幹は、上記の事故報告書を確認し、部長の承認を得て、市長に報告する。
訓練とテスト	年1回以上の訓練を行い、実施した後、市へ実施内容を報告する。	
処置機材	①酸素・硫化水素濃度計 ②可燃性ガス測定器 ③塩素ガス濃度計 ④エアラインマスク	

緊急事態対応マニュアル【5】

制定年月日:第1版 令和2年11月20日

改訂年月日:第4版 令和5年4月1日

事故の種類	ごみピット転落の発生
施設名	焼却施設
担当課	廃棄物管理課
作成者	田中 徹

防火管理者	林 実千弘

緊急時の体制及び責任	① 委託総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 発見者からごみピット転落の報告を受けたら、直ちに消防へ連絡する。 転落者の安全確認とごみの投入禁止を指示し、状況の把握をするとともに、担当主査に報告する。 施設内の指揮・監督を行い、操作員の配置を指示する。
	② 計画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者からごみピット転落の報告を受けたら、直ちに主幹に報告するとともに発生現場を確認し、状況把握をする。
	③ 廃棄物管理課主幹	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者もしくは担当主査からごみピット転落の報告を受けたら、状況を把握し、部長・室長・課長との連絡調整を行う。 関係機関との連絡調整を行う。
	④ 廃棄物管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 主幹もしくは担当主査からごみピット転落の報告を受けたら、状況を把握し、関係機関との連絡調整を行う。
	⑤ 管理企画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長からごみピット転落の報告を受けたら、直ちに発生現場周辺の住民へ連絡を行う。 最終処分場で受け入れを行うよう連絡調整を行う。
	⑥ 排出6R担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長からごみピット転落の報告を受けたら、直ちに収集運搬委託業者へ連絡し、搬入先の変更を指示する。
	⑦ 維持管理業者操作員	<ul style="list-style-type: none"> ごみの搬入を停止し、プラットホーム内のごみ搬入車両の誘導を行う。 投入扉を手動に切り替え、全開する。 送風機を用意し、ごみピットに空気を送る。 救助梯子を設置し、被災者に声掛けする。
	⑧ 部長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態発生の報告を主幹より受けたら、直ちに市長へ報告する。
	《休日に緊急事態が発生した場合》	
発見者は、総括責任者に状況を報告して指示を受け、総括責任者は直ちに担当主査に状況を報告する。		
緊急時の作業手順	<ol style="list-style-type: none"> ごみピットへの転落が確認された場合は、直ちに中央制御室に連絡する。 館内放送、業務用無線によりごみ搬入を停止させるとともに、操作員に初期対応を指示する。 クレーン操作員は転落者の状況を確認する。 投入扉を全開し、送風機で空気を送る。 救助梯子を設置し、被災者に声掛けする。 自力での脱出が困難と判断された場合は、消防署員の指示に従い、必要な作業を行う。 現場責任者は、救出が完了し、安全な状態になったことを確認する。 	
外部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 総括又は運転班長は、消防、警察、その他関係機関に通報する。 主幹は、関係機関等に連絡する。 	
内部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 主幹は、部長・室長・課長に事故発生を報告するとともに、総括に対し被害を最小限に食い止めるための指示を行う。 部長は、主幹から事故報告を受け、その旨を市長に報告するとともに、場合によって指示を受ける。 主幹は、事故現場が安全な状態になったことを確認し、部長・室長・課長に報告する。 委託総括責任者から「事故発生報告書」が提出されたときは市長に報告する。 	
事故後の反省	市は今回の事故原因を追求するとともに、事故処理対応の問題点を洗い出し、改善の余地がある場合は直ちにマニュアルを見直し、委託総括責任者並びに操作員に周知することとする。	
事故報告書	<ol style="list-style-type: none"> 報告書は委託総括責任者が作成する。報告書には、事故発生年月日、場所、原因、処理内容、今回の問題点、今後の改善策を記入する。 主幹は、上記の事故報告書を確認し、部長の承認を得て、市長に報告する。 	
訓練とテスト	年1回以上の訓練を行い、実施した後、市へ実施内容を報告する。	
処置機材	①送風機 ②救助梯子	

緊急事態対応マニュアル【6】

制定年月日:第1版 令和2年11月20日

改訂年月日:第4版 令和5年4月1日

事故の種類	交通事故の発生
施設名	焼却施設
担当課	廃棄物管理課
作成者	田中 徹

防火管理者	林 実千弘

緊急時の体制及び責任	① 委託総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 発見者から敷地内で交通事故発生の報告を受けたら、発生現場を確認し、状況を把握するとともに、警察、消防、担当主査に報告する。 施設内の指揮・監督を行い、操作員の配置を指示する。
	② 計画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者から交通事故発生の報告を受けたら、直ちに主幹に報告するとともに発生現場を確認し、状況把握をする。
	③ 廃棄物管理課主幹	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者もしくは担当主査から交通事故発生の報告を受けたら状況を把握し、部長・室長・課長との連絡調整を行う。 必要に応じ関係機関との連絡調整を行う。
	④ 廃棄物管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 主幹もしくは担当主査から交通事故発生の報告を受けたら、状況を把握し、必要に応じ関係機関との連絡調整を行う。
	⑤ 管理企画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長から交通事故発生による緊急車両要請の報告を受けたら、直ちに発生現場周辺の住民へ連絡を行う。 受入ができない場合は最終処分場で受け入れを行うよう連絡調整を行う。
	⑥ 排出6R担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長から交通事故による受け入れ停止の報告を受けたら、直ちに収集運搬委託業者へ連絡し、搬入先の変更を指示する。
	⑦ 維持管理業者操作員	<ul style="list-style-type: none"> ごみの搬入を停止し、プラットホーム内のごみ搬入車両の誘導を行う。 事故発生現場周辺の車両を退避させる。
	⑧ 部長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態発生の報告を主幹より受けたら、直ちに市長へ報告する。
	《休日に緊急事態が発生した場合》 発見者は、総括責任者に状況を報告して指示を受け、総括責任者は直ちに担当主査に状況を報告する。	
緊急時の作業手順	<ol style="list-style-type: none"> 交通事故発生が確認された場合は、直ちに中央制御室に連絡する。 館内放送、業務用無線により交通事故発生の周知を行うとともに、操作員に初期対応を指示する。 受け入れに支障があるか確認を行う。 必要に応じ、ごみの搬入を停止し、プラットホーム内のごみ搬入車両を所定の場所に誘導する。 消防署員の指示に従い、必要な作業を行う。 現場責任者は、交通事故の処理が完了し、安全な状態になったことを確認する。 	
外部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 総括又は運転班長は、消防、警察、その他関係機関に通報する。 主幹は、関係機関等に連絡する。 	
内部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 主幹は、部長・次長・課長に事故発生を報告するとともに、総括に対し被害を最小限に食い止めるための指示を行う。 部長は、主幹から事故報告を受け、その旨を市長に報告するとともに、場合によって指示を受ける。 主幹は、事故現場が安全な状態になったことを確認し、部長・次長・課長に報告する。 委託総括責任者から「事故発生報告書」が提出されたときは市長に報告する。 	
事故後の反省	<p>市は今回の事故原因を追求するとともに、事故処理対応の問題点を洗い出し、改善の余地がある場合は直ちにマニュアルを見直し、委託総括責任者並びに操作員に周知することとする。</p>	
事故報告書	<ol style="list-style-type: none"> 報告書は委託総括責任者が作成する。報告書には、事故発生年月日、場所、原因、処理内容、今回の問題点、今後の改善策を記入する。 主幹は、上記の事故報告書を確認し、部長の承認を得て、市長に報告する。 	
訓練とテスト	<p>年1回以上の訓練を行い、実施した後、市へ実施内容を報告する。</p>	
処置機材		

緊急事態対応マニュアル【7】

制定年月日:第1版 令和2年11月20日

改訂年月日:第4版 令和5年4月1日

事故の種類	全停電の発生
施設名	焼却施設
担当課	廃棄物管理課
作成者	田中 徹

防火管理者	林 実千弘

緊急時の体制及び責任	① 委託総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 全停電が発生した場合は、非常用発電機の起動状況を確認し、状況を把握するとともに、担当主査に報告する。 施設内の指揮・監督を行い、炉の立ち下げを指示する。
	② 計画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者から全停電発生を報告を受けたら、直ちに主幹に報告するとともに発生現場を確認し、状況把握をする。
	③ 廃棄物管理課主幹	<ul style="list-style-type: none"> 委託総括責任者もしくは担当主査から全停電発生を報告を受けたら状況を把握し、部長・室長・課長との連絡調整を行う。 必要に応じ関係機関との連絡調整を行う。
	④ 廃棄物管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 主幹もしくは担当主査から全停電発生を報告を受けたら、状況を把握し、必要に応じ関係機関との連絡調整を行う。
	⑤ 管理企画担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長から全停電発生を報告を受けたら、最終処分場で受け入れを行うよう連絡調整を行う。
	⑥ 排出6R担当主査	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理課長から全停電による受け入れ停止の報告を受けたら、直ちに収集運搬委託業者へ連絡し、搬入先の変更を指示する。
	⑦ 維持管理業者操作員	<ul style="list-style-type: none"> ごみの搬入を停止し、必要に応じ、プラットホーム内のごみ搬入車両の誘導を行う。
	⑧ 部長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態発生を報告を主幹より受けたら、直ちに市長へ報告する。
	《休日に緊急事態が発生した場合》 発見者は、総括責任者に状況を報告して指示を受け、総括責任者は直ちに担当主査に状況を報告する。	
緊急時の作業手順	<ol style="list-style-type: none"> 全停電が発生した場合は、直ちに中央制御室に連絡する。 館内放送、業務用無線により全停電発生を周知を行うとともに、操作員に初期対応を指示する。 非常用発電機に支障があるか確認を行う。 必要に応じ、ごみの搬入を停止し、プラットホーム内のごみ搬入車両を所定の場所に誘導する。 炉の立ち下げに必要な作業を行う。 現場責任者は、立ち下げ作業が完了し、安全な状態になったことを確認する。 	
外部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 総括又は運転班長は、状況に応じ、消防、警察、その他関係機関に通報する。 主幹は、関係機関等に連絡する。 	
内部への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 主幹は、部長・室長・課長に事故発生を報告するとともに、総括に対し被害を最小限に食い止めるための指示を行う。 部長は、主幹から事故報告を受け、その旨を市長に報告するとともに、場合によって指示を受ける。 主幹は、事故現場が安全な状態になったことを確認し、部長・室長・課長に報告する。 委託総括責任者から「事故発生報告書」が提出されたときは市長に報告する。 	
事故後の反省	<p>市は今回の事故原因を追求するとともに、事故処理対応の問題点を洗い出し、改善の余地がある場合は直ちにマニュアルを見直し、委託総括責任者並びに操作員に周知することとする。</p>	
事故報告書	<ol style="list-style-type: none"> 報告書は委託総括責任者が作成する。報告書には、事故発生年月日、場所、原因、処理内容、今回の問題点、今後の改善策を記入する。 主幹は、上記の事故報告書を確認し、部長の承認を得て、市長に報告する。 	
訓練とテスト	<p>年1回以上の訓練を行い、実施した後、市へ実施内容を報告する。</p>	
処置機材		

周辺地域への連絡体制【1】

制定年月日：第1版 令和2年11月20日

改訂年月日：第4版 令和5年4月1日

1. 第1配備体制

1) 連絡対象者

焼却施設から半径500m以内の住民、農業者(状況に応じ拡大)
周辺地域町内会長、道央農業協同組合、恵庭土地改良区、下水終末処理場



2) 対象事故

ごみピット転落、交通事故等の周辺地域への影響がない事故

3) 連絡担当職員

廃棄物管理課職員

4) 連絡手段

電話及び口頭

5) 移動車両

廃棄物管理課 軽ワゴン、軽自動車(リース)

6) 連絡内容(例)

恵庭市よりお知らせします。

ただいま、焼却施設において〇〇が発生し、事故対応を実施しておりますが、今回の〇〇による周辺への影響はありません。

事故対応が終了次第、事故報告を行います。

周辺地域への連絡体制【2】

制定年月日：第1版 令和2年11月20日

改訂年月日：第4版 令和5年4月1日

2. 第2配備体制

1) 連絡対象者

焼却施設から半径1,000m以内の住民、農業者(状況に応じ拡大)

周辺地域町内会長、道央農業協同組合、恵庭土地改良区、下水終末処理場



2) 対象事故

周辺地域の環境に影響を与える恐れがある事故

3) 連絡担当職員

廃棄物管理課職員

4) 連絡手段

昼間 電話及び拡声器付き車両の利用

夜間 電話、拡声器付き車両及び防災無線の利用

5) 連絡車両

市民生活課 拡声器付き車両 2台(漁川右岸、漁川左岸)

6) 連絡車両ルート

漁川左岸 南14号から南18号間の西3線から西4線の範囲

漁川右岸 南14号から南18号間の西1線から西2線の範囲

風下側の地域から連絡を開始する。

7) 防災無線の連絡範囲

中島松、春日、漁太、林田、穂栄、北島

8) 避難箇所

中島松地域交流施設、春日会館、北栄会館、松鶴会館
風上側の会館とする。

9) 連絡内容(例)

恵庭市よりお知らせします。

ただいま、焼却施設において〇〇が発生し、施設周辺へ〇〇の影響の可能性があります。
周辺地域にお住まいの皆様は、安全確保のため〇〇会館又は〇〇会館へ避難願います。

10) その他

施設周辺地域へ連絡する際は、風向きを考慮して行う。

風向きについては、恵庭市ホームページの焼却施設環境情報に掲載している風向風速を確認する。

風向が東の場合は、中島松を優先

風向が西の場合は、漁太を優先

風向が南の場合は、穂栄、林田を優先

風向が北の場合は、春日を優先